

小矢部市公共工事総合評価方式試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、小矢部市が発注する公共工事の品質確保の促進を図るため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の規定に基づき、価格その他の条件が小矢部市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価方式」という。）を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(総合評価方式の試行対象工事)

第2条 総合評価方式の試行対象工事は、入札価格と企業がもつ技術的な要素（以下「技術提案」という。）とを一体として評価することが妥当と認められる工事とする。ただし、緊急を要する工事及び小規模な工事は、除くものとする。

(総合評価方式の型式)

第3条 総合評価方式は、当該工事の難易度、技術的な工夫の余地、規模等に応じ、次に掲げる型式に区分する。

- (1) 高度技術提案型 高度な技術提案を要する工事について、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等の環境の維持、景観等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
- (2) 標準型 高度な技術提案を要する工事及び技術的な工夫の余地が小さい工事以外の工事について、環境の維持、交通の確保、特別な安全対策等の評価項目に基づき、性能等と入札価格とを総合的に評価するもの
- (3) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事であって、簡易な施工計画、同種工事の施工実績、工事成績等の評価項目に基づき、性能と入札価格とを総合的に評価するもので、当該工事の内容に応じ、次のとおり区分する。
 - ア Aタイプ 簡易な施工計画及び配置予定技術者の能力を確認することが、品質確保のため必要であると見込まれる工事を対象とするもの
 - イ Bタイプ 企業の施工能力及び企業の地域性・社会性を確認することにより、品質が確保されると見込まれる工事を対象とするもの

(学識経験者の意見聴取)

第4条 総合評価方式を実施するに当たっては、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定により、次に掲げる事項について学識経験を有する者の意見を聴取するものとする。

- (1) 総合評価方式によることの適否
- (2) 落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項
- (3) 価格その他の条件が小矢部市に最も有利なものの決定

(総合評価の方法)

第5条 総合評価の方法は、次の式により算出して得られる数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。

$$\begin{aligned} \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格（単位：百万円）} \\ &= (\text{標準点} + \text{技術加算点}) \div \text{入札価格（単位：百万円）} \end{aligned}$$

- 2 標準点とは、要求する要件を最低限満たしている技術提案について与える点数（100点）をいう。
- 3 技術加算点とは、技術提案について、別表に規定する評価項目及び評価基準に基づき算出される点数をいう。
- 4 技術加算点は、あらかじめ小矢部市が設定する総合評価方式の型式に応じた技術提案を入札参加者に求め、当該技術提案の審査及び評価を行い、算出するものとする。

（落札者の決定方法）

第6条 落札者は、次の要件を満たす入札参加者のうち、評価値が最も高い者とする。

- (1) 要求する要件を最低限満たしていること。
- (2) 入札価格が予定価格を超えていないこと。
- (3) 評価値が、次の式により算出して得られる基準評価値を下回っていないこと。

$$\text{基準評価値} = 100 \text{点 (標準点)} \div \text{予定価格 (単位: 百万円)}$$

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とする。ただし、入札価格が同額である場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。
- 3 落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、(1)及び(2)の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、小矢部市低入札価格調査基準に基づき審査を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 総合評価方式の試行対象工事に係る入札については、小矢部市契約規則及び入札心得のうち、落札者の決定に関する規定は適用しない。

（評価結果等の公表）

第7条 入札参加者が提示した技術提案に係る技術評価点及び入札価格並びに評価値については、契約締結後、速やかに公表するものとする。

（苦情の処理）

第8条 入札参加者から落札者の決定等に苦情があったときは、当該入札参加者の評価項目ごとの評価点数を通知するものとする。この場合において、当該評価の理由を求められたときは、その理由を説明するものとする。

（技術提案等の履行の担保）

第9条 落札者の技術提案に記載された事項は、契約書、特記仕様書等に追加事項として記載するものとする。

- 2 当該技術提案に記載された事項が履行されていないことを確認した場合は、原則として、再施工又は修補による履行を行わせるものとする。ただし、再施工又は修補による履行が合理的でないと認められる場合（簡易型の場合を除く。）には、違約金を徴収するものとする。
- 3 違約金は、次の式により算出して得られる額を徴収するものとする。

$$\text{違約金} = \{ 1 - (100 + \beta) / (100 + \alpha) \} \times C$$

- (1) Cは、当初の契約金額（円）とする。
- (2) α は、当初の技術加算点とする。
- (3) β は、達成度合いに応じて再計算した技術加算点とする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、総合評価方式の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年 2月 1日から施行する。